作成：東大阪市教育委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センター
災害共済給付制度

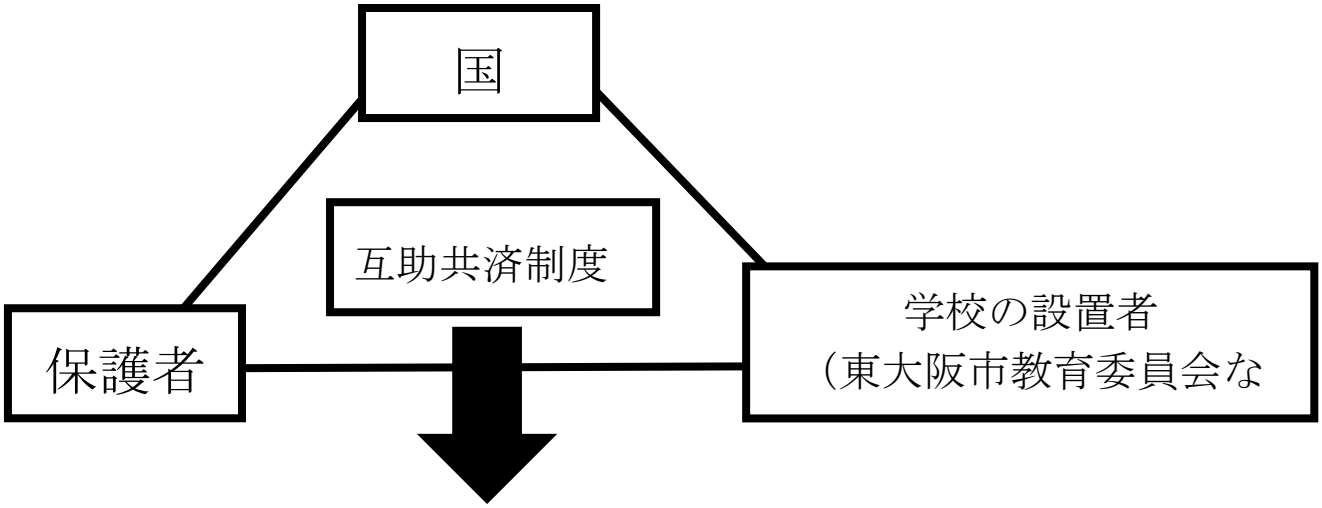

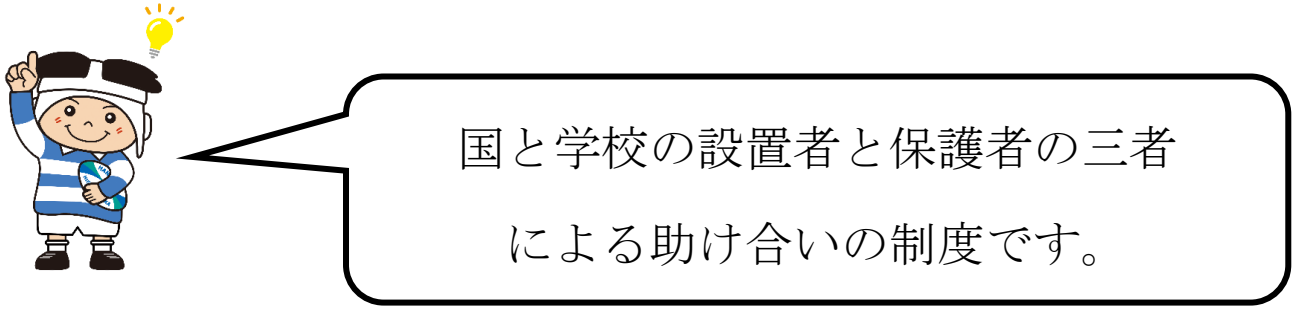

☆入るのにいくらかかるの？

共済掛金の額（令和７年度）

	年額	市	保護者
児童生徒	９３５円	４７５円	４６０円
就学援助認定者	９３５円	９３５円	０円
要保護児童生徒	５５円	５５円	０円

※要保護児童生徒とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。
　要保護児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、児童生徒及び就学援助認定者とは別の共済掛金の額になっています。

☆どんなときに使うことができるの？

学校の管理下でけがをして、病院、歯科医院などを受診した場合です。

☆学校の管理下ってなに？

① 授業を受けているとき

② 林間学校、修学旅行などの宿泊行事

③ 休憩時間に友達と遊んでいるとき

④ 学校に行っているとき、学校から帰っているとき

※自転車事故や自動車事故など、相手の過失による事故は含みません。

⑤ クラブ活動のとき　　など

☆もらうことができるお金っていくら？

① けがしたとき

病院、歯科医院などの窓口で支払った額＋療養費（医療総額の１０分の１）

（注意）病院受診して、治るまでの医療点数が５００点より少ない場合は、対象外です。

② けがをして障害が残ったとき

障害等級に合わせた額

③ 死亡したとき

３，０００万円（通学・通園中、運動などの行為と関連のない突然死：１，５００万円）

けがをして申請するときは学校に聞いてください。

詳しい内容は、『独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ』をご確認ください。

東大阪市教育委員会は、全保護者に日本スポーツ振興センターに加入をお願いしていますが、加入しないと判断される保護者の方は、４月１１日までに学校へ相談ください。